

避難所におけるペット同行ルール

はじめに

日本における過去の災害では、ペットがいることによって、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間にペットの飼育を原因とするトラブルの発生が報告されています。阪南市では、避難所におけるそのような問題の発生を防ぐために、ルールを作成しました。



原則

(1) ペットの飼育は飼い主の責任です

避難所では飼い主の責任で、ペットの世話や飼育場所の管理を行うことになります。飼い主には普段の生活以上の様々な配慮が求められます。

(2) ペット飼育場所は、避難生活スペースと分けます

避難所では、動物にアレルギーを持つ方や、動物を苦手とする方、小さなお子様など配慮が必要な状況が想定されます。避難生活スペースには、ペットを連れていくことは、できません。発災から数日間は車中泊対応のご案内となります。

※ただし、法律(「身体障害者補助犬法」)により、盲導犬、介助犬、聴導犬は公共施設での同伴が認められています。



(3) 飼育ルールを守りましょう

各避難所では飼育場所の指定、ケージの使用、給餌、排泄などのペット飼育のルールが、各避難所の状況に応じて定められます。他の避難者にも配慮することを心がけ、飼育ルールを守りましょう。

※避難所へペット同行避難することだけが、ペットとの避難方法ではありません。ペットホテルの利用や、安全な親戚・知人宅に預けることも検討してみましょう。

お問い合わせ

阪南市役所 総務部 危機管理課

TEL072(489)4503

kiki-kanri@city.hannan.lg.jp



🐾🐾ルール🐾🐾

- ①発災直後は、原則、**車中泊**での対応となります。日頃からペットとの避難を想定し、災害時に必要なペットフード、資材、防災用品を用意しておきましょう。また、安全面、衛生面からケージを必ずご持参下さい。指定場所（避難所敷地内の屋外）にペットのスペースが開設されましたら、そちらで飼っていただくことになります。

（阪南市にはペット専用の避難所はありません）



- ②避難所に同行できるペットは、犬、猫などの家庭動物です。
（人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません）

- ③餌やり、給水、食べ残しの片付け、散歩、ブラッシング、ケージ内外及び周辺の清掃などは**飼い主が責任**を持ち管理してください。

（飼育・管理に必要な資機材（ケージ等の器具など）は、飼い主が用意してください）



- ④餌やりは、決められた時間を守り、残った餌は、その都度必ず後始末してください。
（清潔な飼育環境を保持することが、避難所では求められます）

- ⑤排泄は指定された場所でさせ、清潔な環境保持のため、後始末は適切に行ってください。

- ⑥散歩やブラッシングなどは、避難所外もしくは避難所内の指定された場所で行ってください。移動するときや、散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブル防止に努めましょう。

- ⑦普段からケージに慣らしておくことが必要です。不必要に吠えないようにすることや、決められた場所での排泄などのしつけを行うとともに、狂犬病予防注射と各種ワクチンの接種、寄生虫の予防と駆除など健康管理、衛生管理に努めましょう。

